

鹿児島県離島における電気自動車等購入支援事業（D 事業）

様式等一覧

チェックリスト 1	交付申請兼請求用
第 1 号様式	鹿児島県離島における補助金交付申請兼請求書
第 2 号様式	補助金確定及び支払通知書
第 3 号様式	財産処分等承認申請書
第 4 号様式	貸与料金の算定根拠明細書
第 5 号様式	リース契約車両の管理・使用に係るリース会社，借受人（法人），借受人の社員等による確認書
第 6 号様式	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書
第 7 号様式	在職証明書

2025. 6. 2

D 事業 提出用書類等チェックリスト（交付申請兼請求時）

○：提出が必要なもの △：必要に応じて提出

No.	提出書類	法人等事業者	離島に在住の個人	提出前に確認✓
				紙媒体 1部
1	提出書類チェックリスト（本紙）	○	○	
2	交付申請書兼請求書（第1号様式）	○	○	
3	県税の納税証明書 ^注 （発行から3か月以内の原本、県税の滞納がないことを証明するもの） ・リースの場合 リース会社及びリース契約者それぞれのもの	○	○	
4	申請者確認書類（法人等が使用） ・法人の場合 現在事項（または履歴事項）全部証明書（発行から3か月以内の原本） ・個人事業主の場合 直近年度の確定申告書（第一表）の写し ・法人等がリースの場合（申請者がリース会社で使用者が法人又は個人事業主の場合） 上記の書類、それぞれのもの（申請者、使用者のそれぞれの書類）	○	—	
	申請者確認書類（個人が使用） ・個人の場合 本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証、住民票又はマイナンバーカードの写し） ・個人がリースする場合（申請者がリース会社で使用者が離島の個人の場合） 申請者の現在事項（または履歴事項）全部証明書（発行から3か月以内の原本）及び上記の個人の場合の本人確認書類	△	○	
6	自動車検査証記録事項（写し） （車両情報、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の氏名又は名称、使用者の住所、使用の本拠の位置が記載されていること。）	○	○	
7	車検証等の使用の本拠と異なる場所を本拠とする場合 その理由書と車両の使用の本拠となる場所の住所を示す書類	△	△	
8	車両代金支払証憑（申請者宛の領収書）（写し） （支払の内訳が分かる書類も含む）	○	○	
9	リース契約書（自動車賃貸借契約書）（写し）	△	△	
10	貸与料金の算定根拠明細書（要綱第4号様式） （このリース料金算定根拠明細書のリース料金は、補助金相当額が月々のリース料金の引下げに反映されたものであること。）	△	△	
11	・法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書（要綱第5号様式）	△	—	

12	・法人による申請である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合 法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類（要綱第6号様式）	△	—	
13	・法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合 法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類（在職証明書）（要綱第7号様式）	△	—	
14	・法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、法人又はリース会社が所有する車両で車両の保管場所が個人宅になっている場合 保管場所標章番号通知書又は使用者が契約者である任意自動車保険契約書（これらが無い場合は、補助金の申請者と当該車両の使用者が一致することを証する書面）（写し）	△	△	
15	その他協会が必要と認める書類	△	△	

注 「県税の納税証明書」は、申請者の住所地を所管する地域振興局又は支庁において交付している「納税証明書」です。市町村役場で発行される市町村税の納税証明書や税務署で発行される国税の納税証明書など、他の証明書には代えられませんのでご注意ください。